

詔勅するためには



みんなで考へよう
幸せなまちづくり

▽・同和問題の早期解決のために「同和対策審議会の答申（昭四〇）」が出され、これを受け△

▽・「同和対策事業特別措置法（昭四四）」が制定されました。佐賀市では、答申並びに措△

▽・置法の趣旨に基づき生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定等の同和対策△

▽・事業と同和問題を正しく理解するための同和教育を推進してきました。

▽・その結果、同和対策事業はいかが進展していますが、一面、同和問題に対する理解度△

▽・は歴史的、社会的根源を有するものだけにならぬ高まりません。日本国憲法に保障さ△

▽・れた人権問題でありますので市民一人ひとりの課題として考えてみましょう。

▽・別をなくすための啓発活動を進めました。

▽・その一環として、各戸に配布される市報に隔月ではあります、同和問題を掲載して

▽・今回、より一層△理解し別をなくすための啓発活動を進めてきました。

▽・間違った考え方や差別的な意識があります。

▽・そのため、「就職や結婚」「学校や近所付き合い」等で差別事件がおこっています。こだらかかわるな」といった

▽・現状の社会の中に、同和地

▽・区の人に対してあの人たちは、「私たちとちがう・こわい・

▽・だからかかわるな」といった

▽・間違った考え方や差別的な意

▽・識があります。

▽・そのため、「就職や結婚」「学校や近所付き合い」等で差

▽・現状の社会の中に、同和地

▽・区の人に対してあの人たちは、「私たちとちがう・こわい・

▽・だからかかわるな」といった

▽・間違った考え方や差別的な意

憲法と人権尊重

憲法は国の最高法規であり、明治二十三年に公布されました。

その中に示された基本理念は、

國の政治・經濟・文化のすべてにわたつての指導

理念であり、私たちの生活もまたそれに基づかなければならぬことはいうまで

ないことはいうまで

もないことと思いま

す。

我が國の憲法は、

太平洋戦争の終結を

境にして、戦前に制定された大日本帝国憲法（旧憲法）より、

戦後の日本国憲法（新憲法）へとかわり現在に至つておりますが、その最も重

要なもの一つに、

基本的人権の問題があ

ります。

旧憲法では、基本

的人権は大きく制限

され時と場合によつ

ては個人の生命・自

由など君のため、國

のために喜んで捧げ

ることが本人、並びに家族の最高の名譽

であるとされました。

この考えに立つて、

被差別部落の人たちです。

社会生活でも同様であり、

あるいは各種集会活動等に見られる中傷、ひぼう、排斥、

さらには平和な生活をおびやかす脅迫、強盗、殺人等の人権侵害、又女性や心身障害者への差別、職業、学歴など

の差別も決して少なくありません。

最近とくに多くおきている家庭生活をはじめ、社会生

活、学校生活などその実態を詳しく点検いたしますとき、多くの人権侵害、差別の問題が存在しております。

家庭生活では親子、夫婦、

あるいは嫁姑等の間でのささいなざこざから、さらに大きくなる家庭内暴力、虐待、ま

た教育勅語にも「……一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と示され、国民教育はすべてこの勅語をもとに行われました。

新憲法では、基本的人権の尊重が最も重要な理念であるとされ、次のように定められてあります。

○第十一條（基本的人権の享有）

国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的

人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○第十三条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について、公共の福祉に反政の上で、最大の尊重を必要とする。

○第十四条（法の下の平等）

人権は大きく制限され時と場合によつては個人の生命・自由など君のため、國のために喜んで捧げることが本人、並びに家族の最高の名譽であるとされました。

この考えに立つて、

被差別部落の人たちです。

社会生活でも同様であり、

あるいは各種集会活動等に見られる中傷、ひぼう、排斥、

さらには平和な生活をおびやかす脅迫、強盗、殺人等の人権侵害、又女性や心身障害者への差別、職業、学歴など

の差別も決して少なくありません。

最近とくに多くおきている家庭生活をはじめ、社会生

活、学校生活などその実態を詳しく点検いたしますとき、多くの人権侵害、差別の問題が存在しております。

家庭生活では親子、夫婦、

あるいは嫁姑等の間でのささいなざこざから、さらに大きくなる家庭内暴力、虐待、ま

た教育勅語にも「……一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と示され、国民教育はすべてこの勅語をもとにに行われました。

新憲法では、基本的人権の尊重が最も重要な理念であるとされ、次のように定められてあります。

○第十一條（基本的人権の享有）

国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的

人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○第十三条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び

幸福追求に対する国民の権利について、公共の福祉に反政の上で、最大の尊重を必要とする。

差別は生きている

部落差別の実態

ある山奥に、たくさんの方々

が住んでいました。ある日、

彼らは高い所からなげなく、

小石を投げて遊んでいました。

すると、谷川から「もし、

サルさん、そんないたずらす

るのもやないよ。私たちは

はなはだ迷惑」とカニの声が

しました。

けれどもサルは平気で「何

がはなはだ迷惑なんだ。こん

なこと位、なんでもないじや

い事のよう、思つてゐるか

うつかりしていたので……、

知らなかつたので……、」と弁

明します。

それは人を見下だし、差別

することを、常になんでもな

い事のよう、思つてゐるか

うではないでしょうか。

たとえ話の、なんでもない

間の中、「部落の所在地教えます」という部落地名総鑑

などの図書が、極秘に販売されております。

いた事が判明しました。

現在、類書は九種類に及びます。

大企業、金融機関、大学、病院など二百社以上が購入して

おります。

これは同和地区の人々を

就職や結婚から除外するため

の差別図書であります。この

売られたり、購入されたりす

ることは、部落差別が今もな

お社会意識として、生きてい

るからです。

強い封建遺制、因習に基づく

部落差別は、更に教育をはじめ

移転、居住、宗教などに数多くみられます。

このような部落差別は、根

柢、政治的、経済的又は社会的

的関係において、差別されな

いところに部落差別の深

い認識をもつことであります。

部落の歴史や実態、更には國の

施設などについてのより深い

学習が必要ではないかと思

います。

憲法には、明確に基本的人

権は尊重され、差別は絶対に許

されないことを定めていま

す。しかし、現実には部落差

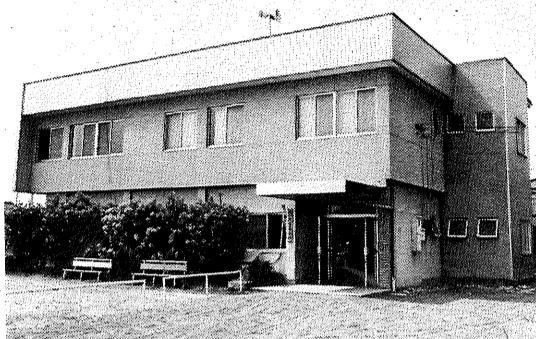
別事件が予断、偏見であります。

偏見であり、そのためには改

めて被差別部落に対する正

同
時
問
題
集

同和問題を正しく



今もなお差別の屈辱と涙と怒りにまみれた苦闘の人生体験から、一日も早い差別のない社会になつてほしいとの切実な願いがあります。母親たちの教養向上のため、園の母の会などの会合の場としての向上と福祉の増進を図るために、の学習を毎月一回（昼間）実施し

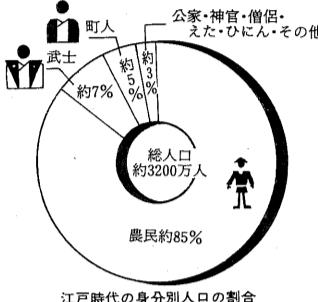
立ちあがりのための学級・講座を開設

佐賀市立 教育集会所

江戸幕府は、身分を士・農・工・商とに分け、さらに、えたやひにんとよばれる低い身分を置いた。この低い身分に対し、幕府や藩は、居住地や職業などを規制して、百姓や町人に差別させさまざまな束縛を加えた。このような差別政策は、百姓や町人に、じぶんより下層の者がいると考へさせ、その不満をそらすのに役立った。

2、きびしい統制

大名に対しては、武家諸法度という法律を定めてきびしくとりしまつた。一方、全人口の八〇%以上を占める農民に対しては、慶



部落の完全解放のため、同和対策事業の一環として教育集会所(多目的)を開設し、現在十年

1、成人解放学習会

書道教室月二回（夜間）

生花教室月二回（昼間）

料理教室月一回（昼間）

3、生活学級

書道教室月二回（夜間）

生花教室月二回（昼間）

料理教室月一回（昼間）

4、子どもの解放教育

小中学生童生徒の健全育成と学力の向上につとめる学習会を行つています。

5、近隣住民の利用

自治会、小中学校PTA、幼稚

明治維新の身分解放令後も、いわれのない部落差別を受け、調査をはじめ、四年にわたる

1、この法律ができるまで

昭和三十五年、政府の諮問機関として設置された「同和対策審議会」は、全国の実態

1、十二年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上

2、昭和五十六年十二月、つきの意見を真申しました。

①、十三年間の取り組みで地

域住民の生活状況は改善向

上した。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに眞の解決のためには相当の努力と、国民の理

解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を発展させ

るため、なお数年を必要とす

る事業量がある。

③、同和問題が国民的課題と

いう認識は不十分で、特に結

婚や就職の差別は残念ながら

跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のた

めには、法的根拠が必要であ

り、従来の反省にたつた、新し

い観点が適当である。

政府はこの意見をうけ

てきましたが、かなりの残事

業があるということから、昭

和五十三年十月、さらに三年

間の延長とともに、「実態の把

握と法の総合改正、「地方公

共団体の財政上の負担軽減」、

「以下「地域改善対策事業」

という」の円滑な実施を図る

ための特別の措置を講

ずることにより、対象地域に

おける経済力の培養、住民の

生活の安定及び福祉の向上に

寄与することを目的とする。

（地域改善対策事業の推進

等）第二条 国及び地方公共

団体は前条の目的を達成する

ため協力して、地域改善対策

事業を迅速かつ総合的に推

進するよう努めなければなら

ない。2、国及び地方公共團

体は地域改善対策を実施するに

当たつては、対象地域とそ

の周辺地域との一体性の確保を

図り、公正な運営に努めなけ

ればならない。

3項 省略

第三条～第五条 省略

とか、逆差別ではないか……

等という声がでてきました。

これは措置法の目的を正しく

改善されてまいりました。

一面、「部落だけがよすぎる

こと」がでてきました。

これは措置法の目的を正しく

改善されてまいりました。

このことについては次回の

特集号で述べ、ご理解いただ

きたいと考えています。

部落差別の歴史から

1、いつ・だれが、なんのためにつくったか。
2、今まで、どんな経過をたどってきたか。
いわゆる部落差別の歴史を子どもたちは、小中学校の教科書で次のように勉強しています。（由学教科書選題）

1、身分制度
江戸幕府は、身分を士・農・工・商とに分け、さらにはえたやひにんとよばれる低い身分を置いた。この低い身分に対する不満をそらすのに役立つた。

2、きびしい統制
大名に対しては、武家諸法度という法律を定めてきびしくとりしまつた。一方、全人口の八〇%以上を占める農民に対しては、慶

明治新政府は、藩を廃止すると共に、江戸時代の身分をなくし、四民平等としたが、これは、部落差別の歴史を

明治四年、身分解放令が出され、えたやひにんの身分はなままでおしつけられていた生活条件が悪かったうえ、政府がその改善の方法を講じなかつたこともあって、社会の最下層で生活することをよがなくされ、就職や教育など社会生活のさまざまな面で長く差別に苦しめられることとなつた。

3、第一次世界大戦後、明治維新の身分解放令後も、いわれのない部落差別を受け、調査をはじめ、四年にわたる

1、この法律ができるまで
昭和三十五年、政府の諮問機関として設置された「同和対策審議会」は、全国の実態

昭和四十年、同和対策審議会答申が提出され、四十四年に会答申が提出され、昭和四十年に同和対策事業特別措置法が制定され、行政や教育による積極的な取り組みが進められている。

以上のようないわゆる部落差別の問題について、中学校では少なくとも二十時間以上の学習がおこなわれています。おこなわれています。くとも二十時間以上の学習がおこなわれています。この問題について、中学校では少な

くとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

安の触書をして生活を規制した。また、武士の生活を支えるため、五公五民という重い年貢を收めさせた。この年貢取りたてのため、村八分といふ制裁や五人組制度をつくらせて、部落差別をなくすことを許されません。

1、四民平等
明治新政府は、藩を廃止すると共に、江戸時代の身分をなくし、四民平等としたが、これは、部落差別の歴史を

明治四年、身分解放令が出され、えたやひにんの身分はなままでおしつけられていた生活条件が悪かったうえ、政府がその改善の方法を講じなかつたこともあって、社会の最下層で生活することをよがなくされ、就職や教育など社会生活のさまざまな面で長く差別に苦しめられることとなつた。

2、明治維新
明治新政府は、藩を廃止すると共に、江戸時代の身分をなくし、四民平等としたが、これは、部落差別の歴史を

明治四年、身分解放令が出され、えたやひにんの身分はなままでおしつけられていた生活条件が悪かったうえ、政府がその改善の方法を講じなかつたこともあって、社会の最下層で生活することをよがなくされ、就職や教育など社会生活のさまざまな面で長く差別に苦しめられることとなつた。

3、第一次世界大戦後、明治維新の身分解放令後も、いわれのない部落差別を受け、調査をはじめ、四年にわたる

1、この法律ができるまで
昭和三十五年、政府の諮問機関として設置された「同和対策審議会」は、全国の実態

昭和四十年、同和対策審議会答申が提出され、昭和四十年に同和対策事業特別措置法が制定され、行政や教育による積極的な取り組みが進められています。この問題について、中学校では少な

くとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

この問題について、中学校では少な

くとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

この問題について、中学校では少な

くとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

昭和58年9月1日

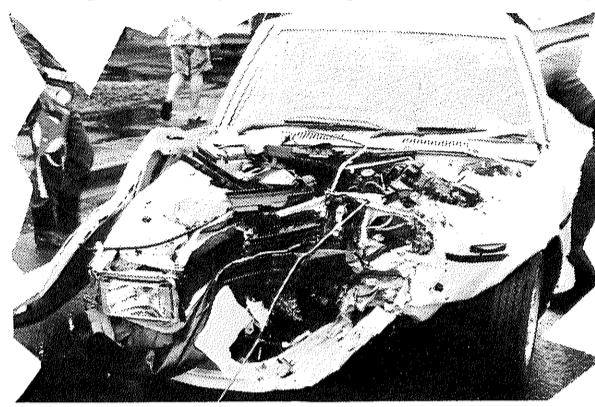


佐賀市内における事故発生状況です。

交通事故発生状況

件名	56年	57年	58年 (6月末現在)
発 生	1,249件	1,114件	673件
死 者	4人	10人	7人
傷 者	1,419人	1,249人	742人

※佐賀市内における事故発生状況です。



(飲酒・暴走がこんな悲劇を……。)

①歩行者及び自転車利用者
特に子供と老人の交通事故
②二輪車の安全利用、特に
交差点での安全確認の励行
③ヘルメット着用の徹底

運動の重点は
①歩行者及び自転車利用者
特に子供と老人の交通事故
②二輪車の安全利用、特に
交差点での安全確認の励行
③ヘルメット着用の徹底

「めざそく」、交通事故ゼロの日」をスローガンに、
九月二十一日から三十日までの十日間全国いつせいに
秋の全国交通安全運動が繰り広げられます。

9月21日から「秋の全国交通安全運動」

④安全運転の確保、特に安
全速度の遵守とシートベルト着用の推進
の三つです。

市内の交通事故による
死者は六月末まで七人、八
月十二日現在では八人にな
り、昨年一年間の十人に對
して急増しており、今後も

歩行者も十分注意して、「事
故の日」が一日でもでき
るようするため、それぞ
れの立場で交通ルールを守
り、交通安全運動にこそつて
参加し交通事故の防止に
努めましょう。

台風のシーズンです 日ごろの備えを万全に

九月は台風のシーズンです。台風に備えるためには、何

といつても正確な情報と心の準備で

台風が近づくと、テレビやラジオで「台風情報」が発表されます。

一度だけ聞く情報を一度だけ聞

り、正確な情報を得るために、常に刻々と変化するから

です。自分で判断を下すのは大変危険です。台風の進路や勢力はまるで生き物の

ように刻々と変化するからです。

朝の予報では、夕方ごろ上陸との見通しも午後になつて急に早まつたり、遅くなつたりといふことがあります。正確な情報を得るために、一度の予報だけで判断せず、次々に

される予報を注意深く聞いてその都度判断するようにしましょう。

台風の到来に備えて次のことに気をつけましょう。

①気象状況をよく知るため

だけではありません。しかし飲料としては豆腐臭さがあるので、脱臭して

さがある豆乳は丸大豆に水を加えて磨碎し、加熱、圧搾(おから)を除去した乳状の

豆乳は原料が大豆ですから、良質のたん白質を含んでいること、脂肪が植物性であることなどが

大豆固形分八割以上で大豆固形分八割以上もの。

豆乳は原料が大豆ですから、良質のたん白質を含んでいること、脂肪が植物性

正しい知識 確かな予防

9月は「がん」年間に一回は検診を!

脳卒中、心臓病、がんなどのいわゆる成人病が、全年々増加の傾向にあり、死年々增加の傾向にあります。特に「がん」の死亡率は順位も第1位になっています。

ます。

市でも昨年は二百六十一人が、がんで死亡されており、中でも五十歳前後の働き盛りの人々に多く、家庭にとつても、社会にとって重大な脅威を与えています。

がん検診車はあなたのまちへも(赤松小で)

無症状のうちに芽ばえ、できたがん細胞は無制限にどんどん増えています。

現在まで、がんの原因は解明されていません。

最近は医学、医療技術の進歩によりがんにかかる最後という時

代は去りつつあります。

従つて、自覚症状で気づくよりも定期的に行なうことです。

今、私たちにできる唯一の対策は、定期検診をくりかえし受けることによって早期発見、早期治療が最も有効です。三十歳を過ぎたら、年に一回は必ず検診を受け(日程は裏面)がんを撲滅しましょう。

【がん予防の常識】

(1)偏食しないでバランスのとれた栄養をとる。

(2)同じ食品をくり返し食べない。

(3)食べすぎはさける。

(4)深酒はしない。



9/10は「全国下水道促進デー」

住む人の熱意が伸ばす下水道

下水道は、私たちの快適な居住環境の確保と共に、河川、海などの水質汚濁を防止し、昔のきれいな河川、海にもどす重要な役割を果たします。佐賀市では昭和五十三年水質も向上してきました。

佐賀市では昭和五十三年水質も向上してきました。

小中学生から募集したボスターや作文等を展示します。

午と三時。午九月十二日・十三日の正午と三時。

映写会



全国一になつた富崎良司君(金泉中学)の作品

一階の市民ホールです。



本行寺は、日蓮宗身延山派に属し、永正年代(一五〇四～一五二一)に龍造寺豊前守胤が隠居した西の館が胤家の死後、本行寺になつたと伝えられています。

木彫毘沙門天立像

本行寺は、日蓮宗身延山派に属し、永正年代(一五〇四～一五二一)に龍造寺豊前守胤が隠居した西の館が胤家の死後、本行寺になつたと伝えられています。



木彫毘沙門天立像

